

元気パスポート (無解約返戻金型終身医療保険) 通信販売用 注意喚起情報一部修正のお知らせ

通信販売用「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」の注意喚起情報の記載を本紙の通り修正いたします。つきましては本紙をご一読の上、「ご契約のしおり・約款」と合わせて保管いただきますようお願いいたします。

通信販売用「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」11 ページの下線部分が修正となります。

3 責任開始日について

当社が保険契約のお申込みを承諾した場合、「お申込み*」と「告知*」がともに完了した時に遡って、保険契約上の責任(保障)を開始します。

- この保険の保障を開始する時を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始日といいます。

※契約申込書が先に到着した場合、その後告知書が到着した日が責任開始日となります。

【責任(保障)開始の例】



*通信販売の場合、当社または代理店に申込書類が到着した日となります。

- 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。

イオン・アリアンツ生命保険株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10番9号
住友不動産水道橋壹岐坂ビル

カスタマーサービスセンター

通話無料 **0120-503-928**

(受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00)

<https://www.aeon-allianz.co.jp>

MA-IM00002-2501

A880-250129

通信販売用

この書面を必ずお読みください

この書面は、「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」です。「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、イオン・アリアンツ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

WEB版 「ご契約のしおり・約款」のご案内



イオン・アリアンツ生命ホームページ内で「ご契約のしおり・約款」を掲載しております。URLより、当保険商品の「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
<https://www.aeon-allianz.co.jp/customer/clause/>

必ずお読みください

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

■ご契約の際には「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

- 「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識等について記載しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

■生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとイオン・アリアンツ生命との保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してイオン・アリアンツ生命が承諾したときに有効に成立します。

■この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

■イオン・アリアンツ生命は生命保険契約者保護機構に加入しております。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。
- イオン・アリアンツ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

お問い合わせ先

生命保険契約者保護機構：TEL: 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

〈引受保険会社〉

イオン・アリアンツ生命保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目13番5号 ヒューリック九段ビル

カスタマーサービスセンター

通話
無料

0120-503-928

(受付時間 月曜～金曜 9:00～21:00 土日・祝日 9:00～17:00)

<https://www.aeon-allianz.co.jp>

“健康増進を楽しむ”
新しいタイプの医療保険

元気パスポート
無解約返戻金型終身医療保険

重要事項に関するお知らせ
(契約概要／注意喚起情報)

この「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」には、通信販売(郵送による申込み)で取扱う商品に関する内容が記載されています。
申込みにあたって「ご契約のしおり・約款」をご覧になる場合は、イオン・アリアンツ生命ホームページからご確認ください。冊子の送付を希望される場合は、イオン・アリアンツ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

契約概要

- ご契約のお申込みについて、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号:イオン・アリアンツ生命保険株式会社
- 電話:0120-503-928（カスタマーサービスセンター）
- 住所:〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目13番5号ヒューリック九段ビル
- ホームページ:https://www.aeon-allianz.co.jp

2 商品のしくみ

正式名称:無解約返戻金型終身医療保険

- この商品は、病気やケガによる所定の入院・手術等を一生涯にわたって保障する商品です。
- 毎年提出される健康診断等の結果に応じて、健康支援金を受取れます。
- 各種特約の付加等により、保障内容を充実させることができます。

主 契 約			
無解約返戻金型 終身医療保険	疾病入院給付金*1	給付限度の型	60日型 120日型
	災害入院給付金	給付限度の型	60日型 120日型
	手術給付金	手術給付金の型	手術Ⅰ型 手術Ⅱ型
	放射線治療給付金		
	健康支援金		
健康支援金のお支払いは69歳まで			

*1 「3大疾病入院支払日数無制限特則」または「8大疾病入院支払日数無制限特則」の適用により、所定の3大疾病や8大疾病による入院について無制限でお支払いいたします。

ご要望に応じて付加できる特約一覧			
先進医療特約 (保険期間:10年)	先進医療給付金	自動更新*2	
入院一時給付特約	入院一時給付金		
女性医療特約	女性疾病入院給付金	給付限度の型	60日型 120日型
	女性特定手術給付金	給付金の型	入院型 入院・手術型
退院後通院特約	通院給付金	通院対象期間および給付限度の型	通院Ⅰ型 通院Ⅱ型
退院一時給付特約	退院一時給付金		
特定疾病一時給付特約	特定疾病一時給付金	保障範囲の型	がん保障型 3大疾病保障型
特定損傷特約	特定損傷給付金		
3大疾病保険料払込免除特約	所定の3大疾病になった場合に保険料の払込みを免除		

*2 当社の定める範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更して更新することがあります。

*3 主契約に先進医療特約が付加されている場合、先進医療特約に対応する部分については、先進医療特約の保険料払込期間までとします。

※給付限度の型や特約の組合せ等については所定の制限があります。

3 保障内容

- 主契約・特約・特則の責任開始時以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合などに給付金をお支払いします。
※募集代理店等によっては、一部の特約・特則を取扱わない場合もあります。
- 給付金のお支払いは、原因となる病気やケガ、不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限りです。

無解約返戻金型終身医療保険(主契約)

被保険者が所定の入院をした場合や所定の手術を受けた場合等に、給付金をお支払いします。

給付金等名称	支払事由の概要		支払限度(給付限度の型)		支払額
			60日型	120日型	
疾病入院 給付金	3大疾病入院 支払日数無制限特則 および 8大疾病入院 支払日数無制限特則を 適用しない場合	疾病で1日以上 入院をしたとき	(入院1回につき) 60日 通算 1,095日	(入院1回につき) 120日 通算 1,095日	(入院1回につき) 入院給付日額 × 入院日数
	3大疾病入院支払 日数無制限特則を 適用する場合	疾病で1日以上 入院をしたとき うち、3大疾病*4で1日 以上の入院をしたとき	(入院1回につき) 60日 通算 1,095日	(入院1回につき) 120日 通算 1,095日	
	8大疾病入院支払 日数無制限特則を 適用する場合	疾病で1日以上 入院をしたとき うち、8大疾病*5で1日 以上の入院をしたとき	(入院1回につき) 60日 通算 1,095日	(入院1回につき) 120日 通算 1,095日	
災害入院 給付金	不慮の事故による傷害で1日以上入院をしたとき		(入院1回につき) 60日 通算 1,095日	(入院1回につき) 120日 通算 1,095日	(入院1回につき) 入院給付日額×入院日数
手術給付金	疾病または傷害で、 公的医療保険制度の対象となる 所定の手術 (骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術を含む) を受けたとき		支払回数無制限		(手術1回につき) 【入院中の手術】 〈手術Ⅰ型〉入院給付日額×10 〈手術Ⅱ型〉入院給付日額×10・20・40 【外来の手術】 〈手術Ⅰ型・Ⅱ型〉入院給付日額×5
放射線治療 給付金	疾病または傷害で、 公的医療保険制度の対象となる 所定の放射線治療を受けたとき		支払回数無制限 (ただし、60日の間に1回)		(放射線治療1回につき) 入院給付日額×10
健康支援金	被保険者が保険期間中に次のすべてに該当したとき ①保険契約の保険年度*6末において、次のすべてを満たすこと (ア)当該保険年度末に被保険者が生存していること (イ)当該保険年度末における被保険者の年齢が20歳以上69歳以下であること (ウ)被保険者が当社の定める基準を満たす健康診断等*7を受診していること ②前①(ウ)の健康診断等の結果のうち、次に掲げる項目がいずれも当社の定める範囲内*8であること (ア)身長および体重 (イ)血圧 ③前①(ウ)の健康診断等の結果(前②に該当するものに限りです。))が当社に提出されること。ただし、健康診断等の受診日以降、当該保険年度末の翌日から起算して3年を経過するまでの間に当社に到達することを要します。		保険年度ごとに1回 (20歳から69歳まで)		支援金額

*4 3大疾病とは、がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患をいいます。

*5 8大疾病とは、がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患、肝疾患、脾疾患、腎疾患、糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等をいいます。

*6 保険年度 契約日または年単位の契約応当日から次に到来する年単位の契約応当日の前日までの1年間をいいます。

*7 健康診断等 法令(労働安全衛生法等)にもとづく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断をいい、人間ドックや当社があらかじめ認めた機関で受けた検査も含みます。

*8 当社の定める範囲内 健康診断等の結果のうち、身長・体重および血圧がいずれも当社の定める範囲内であることを要します。

契約概要

- 入院を2回以上した場合でも1回の入院とみなすことがあります。例えば、疾病で2回入院した場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した2回目の入院は、その入院の原因にかかわらず、初回入院とあわせて1回の入院とみなし、1回の入院の支払日数の限度を適用します。
- 手術給付金の支払額の倍率は、手術給付金の型に応じて、次のとおりです。

●手術給付金の支払額の倍率は、手術給付金の型に応じて、次のとおりです。			手術Ⅰ型	手術Ⅱ型
入院中の手術	3大疾病による手術	開頭術・開胸術・開腹術	10倍	40倍
		上記以外の手術 (穿頭術・胸腔鏡下手術・縦隔鏡下手術・腹腔鏡下手術を含みます。)		20倍
	3大疾病以外による手術			10倍
外来の手術			5倍	5倍

- 開頭術・開胸術・開腹術には、穿頭術・胸腔鏡下手術・縦隔鏡下手術・腹腔鏡下手術を含みません。
- 手術給付金について、次の手術はお支払いの対象となりません。
 - 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
 - 切開術(皮膚、鼓膜)
 - 抜歯手術
 - 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - 異物除去(外耳、鼻腔内)
 - 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
 - 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
- 骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術に対する手術給付金は、責任開始日からその日を含めて1年経過後の所定の手術についてお支払いします。
- 次の放射線治療は支払対象となりません。
 - 病院または診療所以外での放射線治療
 - 血液照射
- 健康支援金の支払は20歳から69歳までとなり、主契約の保障が継続されている場合でも70歳以降の支払はありません。契約年齢が18歳以上19歳以下の場合は、被保険者の年齢が20歳となるまでは、健康支援金の支払はありません。
例) 契約年齢が19歳の場合　ご契約後最初に到来する保険年度末における被保険者の年齢は19歳ですので、支払事由に該当しないため、最初の保険年度については、健康支援金の支払はありません。
- 契約年齢が70歳以上の場合、健康支援金の支払はありません。
- 健康支援金の支払に用いる当社の定める範囲(前ページ支払事由の概要②)は次のとおりです。
体格(BMI)および血圧が以下の基準の範囲内であること。

BMI*1 <kg/m ² >		18.5以上25.0未満	*1 提出された健康診断等の結果のBMIの記載有無にかかわらず、BMIは体重<kg>÷(身長<m>) ² で計算するものとします。健康診断等の結果に記載された身長および体重をそのまま用いて計算します。計算されたBMIについて小数点第2位以下の端数が生じる場合には、端数は切り捨てます。 例) 18.49のとき→18.4(小数点第2位以下を切り捨て)となり、左記の基準を満たしません。 24.99のとき→24.9(小数点第2位以下を切り捨て)となり、左記の基準を満たします。
血圧*2 <mmHg>	収縮期	129以下	
	拡張期	84以下	

- 被保険者が保険期間中に次の保険料の払込みの免除事由に該当した場合、以後の保険料(主契約および主契約に付加されている特約すべての保険料)の払込みを免除します。

保険料の払込みの免除事由	
高度障害状態	責任開始時以後の疾病または傷害で、所定の高度障害状態に該当したとき
身体障害状態	責任開始時以後に生じた不慮の事故による傷害で、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態に該当したとき



先進医療特約

被保険者が所定の先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払限度	支払額
先進医療給付金	疾病または傷害で、 先進医療による療養を受けたとき	支払額を通算して2,000万円	先進医療にかかる 技術料と同額

- この特約は保険期間10年の更新型で、自動更新されます。ただし、更新日(この特約の保険期間の満了の日の翌日)の被保険者の年齢が86歳以上である場合は、保険期間および保険料払込期間は終身となります。
- 療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状等)が定められており、医療技術・適応症・実施する医療機関によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
- 先進医療給付金を支払限度までお支払いしたとき、または主契約が消滅したとき、先進医療特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。
- 先進医療給付金の支払限度は、この特約の保険期間(更新前後の保険期間は継続されたものとします)を通じての限度となります。

特約の自動更新について

- 先進医療特約については、この特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに継続しない旨のお申出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- ※保険料の払込みを免除している場合も同様に自動更新されます。(更新後の特約についても、保険料の払込みは免除されます。)
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- 給付金の支払限度等については、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取扱います。



入院一時給付特約

被保険者が所定の入院をした場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払限度	支払額
入院一時給付金	疾病または傷害で、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる1日以上入院をしたとき	支払回数無制限 (ただし、180日の間に1回)	(主契約における1回の入院につき) 給付金額

- 被保険者が2回以上入院した場合で、主契約の規定により1回の入院とみなされるときは、この特約においても1回の入院とみなし、入院一時給付金のお支払いは1回とします。
- すでに入院一時給付金の支払事由に該当している場合には、入院一時給付金が支払われた最終の入院の開始日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。
- 次のいずれかに該当したときには、入院一時給付特約は消滅します。
 - 主契約が消滅したとき
 - 主契約に3大疾病入院支払日数無制限特則や8大疾病入院支払日数無制限特則が適用されていない場合で、主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金をいずれも通算支払日数の限度までお支払いしたとき



女性医療特約

被保険者が女性疾病により所定の入院をした場合や女性特定手術(入院・手術型のみ)を受けた場合に、給付金をお支払いします。

- この特約の給付金は、給付金の型に応じて、次のいずれかとなります。

給付金の型	給付金
入院型	女性疾病入院給付金
入院・手術型	女性疾病入院給付金／女性特定手術給付金

給付金名称	支払事由の概要	支払限度(主契約の給付限度の型)		支払額
		60日型	120日型	
女性疾病入院給付金	女性疾病で、1日以上入院をしたとき	(入院1回につき) 60日 通算 1,095日	(入院1回につき) 120日 通算 1,095日	(入院1回につき) 女性疾病入院給付日額 × 入院日数
女性特定手術給付金	① 乳房切除術 乳房切除術責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、乳房切除術責任開始日以後に診断確定されたがんにより、乳房切除術を受けたとき	1乳房につき1回		(手術1回につき) 女性疾病入院給付日額×50
	② 乳房再建術 ①乳房切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	1乳房につき1回		(手術1回につき) 女性疾病入院給付日額×100
	③ 乳頭再建術および乳輪再建術 ①乳房切除術を受けた乳房について、乳頭再建術および乳輪再建術を受けたとき	1乳房につき1回		(手術1回につき) 女性疾病入院給付日額×10
	④ 子宮摘出術 責任開始時以後の女性疾病で、子宮摘出術を受けたとき	1回		女性疾病入院給付日額×50
	⑤ 卵巣摘出術 責任開始時以後の女性疾病で、卵巣摘出術を受けたとき	1卵巣につき1回		(手術1回につき) 女性疾病入院給付日額×50
	⑥ 子宮または子宮附属器にかかわる手術(④⑤を除く) 責任開始時以後の女性疾病で、子宮または子宮附属器(卵巣および卵管をいいます。)にかかわる手術(④⑤を除く)を受けたとき	通算5回		(手術1回につき) 女性疾病入院給付日額×10

- ご契約時に選択した型をご契約後に変更することはできません。
- 乳房切除術は乳房切除術責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、乳房切除術責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とし、そのがんの治療を目的とした手術であることを要します。
- 乳房切除術の乳房切除術責任開始日は責任開始日からその日を含めて90日を経過した日とします。
- 次のいずれかに該当したときには、女性医療特約は消滅します。
 - 主契約が消滅したとき
 - 給付金の型が「入院型」の場合は、女性疾病入院給付金を通算支払日数の限度までお支払いしたとき
 - 給付金の型が「入院・手術型」の場合は、女性疾病入院給付金を通算支払日数の限度まで、かつ、女性特定手術給付金を支払限度までお支払いしたとき
- 子宮または子宮附属器(卵巣および卵管をいいます。)にかかわる手術には、産科手術(帝王切開等)を含みません。

退院後通院特約

被保険者が退院後に所定の通院をした場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要		支払限度	支払額
通院給付金	次の(1)および(2)をともに満たす通院をしたとき (1)主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の原因となった疾病または傷害のための通院であること (2)次の通院対象期間中の通院であること [通院Ⅰ型] 退院日翌日からその日を含めて180日以内の期間 [通院Ⅱ型] ・がん以外を原因とするととき:退院日翌日からその日を含めて180日以内の期間 ・がんを原因とするととき:退院日翌日からその日を含めて5年以内の期間	通院対象期間中の通院について	(1回の通院対象期間中の通院につき) 30日 通算 1,095日	(1回の通院対象期間中の通院につき) 通院給付日額 × 通院日数
		うち、通院対象期間および給付限度の型が「通院Ⅱ型」の場合で、がんによる通院対象期間中の通院について	通院対象期間中の支払日数無制限 ※1回の通院対象期間中の支払日数の限度および通算支払日数の限度を超えてお支払い	

- ご契約時に選択した型をご契約後に変更することはできません。
- 次のいずれかに該当したときには、退院後通院特約は消滅します。
 - ・主契約が消滅したとき
 - ・通院対象期間および給付限度の型が「通院Ⅰ型」の場合で、通院給付金を通算支払日数の限度までお支払いしたとき
 - ・主契約に3大疾病入院支払日数無制限特則や8大疾病入院支払日数無制限特則が適用されていない場合で、主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金をいずれも通算支払日数の限度までお支払いしたとき
- 通院対象期間経過後の通院は支払対象となりません。

退院一時給付特約

被保険者が所定の入院をして生存して退院した場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払限度	支払額
退院一時給付金	疾病または傷害で、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、かつその入院日数が1回の入院について通算4日以上となった後、生存して退院したとき	支払回数無制限 (ただし、180日の間に1回)	(主契約における1回の入院のその退院につき) 給付金額

- 被保険者が2回以上入院した場合で、主契約の規定により1回の入院とみなされるときは、この特約においても1回の入院とみなし、退院一時給付金のお支払いは1回とします。
- すでに退院一時給付金の支払事由に該当している場合には、退院一時給付金が支払われた最終の入院の開始日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院の退院であることを要します。
- 次のいずれかに該当したときには、退院一時給付特約は消滅します。
 - ・主契約が消滅したとき
 - ・主契約に3大疾病入院支払日数無制限特則や8大疾病入院支払日数無制限特則が適用されていない場合で、主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金をいずれも通算支払日数の限度までお支払いしたとき

特定疾病一時給付特約

被保険者が所定の疾病により所定の治療を受けた場合等に、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要		支払限度	支払額
特定疾病一時給付金	がん保障型	【初回】 責任開始時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと診断確定されたとき 【2回目以後】 直前に支払われたがんによる特定疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日以後に、責任開始時以後に診断確定されたがんの治療のため、1日以上入院をしたとき	支払回数無制限 (ただし、1年の間に1回)	給付金額
	3大疾病保障型	【初回】 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その心疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき 【2回目以後】 直前に支払われた心疾患による特定疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をしたとき、または手術を受けたとき		
		【初回】 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その脳卒中の治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その脳血管疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき 【2回目以後】 直前に支払われた脳血管疾患による特定疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をしたとき、または手術を受けたとき		

- ご契約時に選択した型をご契約後に変更することはできません。
- 特定疾病一時給付金は疾病の種類ごとにそれぞれ1年の間に1回のお支払いとなるため、すでに支払事由に該当し、お支払いしている疾病の種類について、1年の間に再び支払事由に該当しても、特定疾病一時給付金をお支払いできません。
- がんに対する保障については、責任開始日からその日を含めて90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。(その他の疾病の種類については、責任開始時から保障を開始します。)
- 主契約が消滅したときは、特定疾病一時給付特約は消滅します。
- 病院または診療所以外への入院や、病院または診療所以外で受けた手術は支払対象となりません。
- 心疾患または脳血管疾患の入院について、継続20日以上入院をしたことにより特定疾病一時給付金が支払われたときは、20日に達した日に支払事由に該当したものとみなします。

特定損傷特約

被保険者が不慮の事故により骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を受けた場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払限度	支払額
特定損傷給付金	責任開始時以後に生じた不慮の事故により、その事故の日からその日を含めて180日以内に、骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けたとき	通算10回 (ただし、同一の不慮の事故につき1回)	給付金額

- 特定損傷給付金を支払限度までお支払いしたとき、または主契約が消滅したとき、特定損傷特約は消滅します。
- 特定損傷特約の保険期間は70歳で満了し、更新の取扱いはありません。

契約概要

3大疾病保険料払込免除特約

被保険者が所定の3大疾病になった場合、以後の保険料の払込みを免除します。

疾病の種類	保険料の払込みの免除事由の概要
がん	責任開始時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと診断確定されたとき
心疾患	責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その心疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき
脳血管疾患	責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その脳卒中の治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その脳血管疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき

- 被保険者が不担保期間（責任開始日からその日を含めて90日間）中にがんと診断確定された場合、保険料の払込みを免除できません。不担保期間が経過した後に、新たにがんと診断確定された場合には、保険料の払込みの免除の対象となります。ただし、不担保期間中に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料の払込みを免除できません。
- 心疾患、脳血管疾患を発病しただけでは保険料の払込みの免除事由に該当せず、保険料の払込みを免除できません。心疾患、脳血管疾患による保険料の払込みの免除は、所定の入院をしたときや所定の手術を受けたときに保険料の払込みを免除します。
- 病院または診療所以外への入院や、病院または診療所以外で受けた手術は保険料の払込みの免除の対象となりません。
- 心疾患または脳血管疾患の入院について、継続20日以上入院をしたことにより保険料の払込みが免除されたときは、20日に達した日に保険料の払込みの免除事由に該当したものとみなします。
- 次のいずれかに該当したときには、3大疾病保険料払込免除特約は消滅します。
 - ・主契約が消滅したとき
 - ・主契約またはこの特約の規定により、主契約および主契約に付加されている特約すべての保険料の払込みが免除されたとき

4 保険期間・保険料等

■ 保険期間は次の通りです。

主契約・特約		保険期間
主契約		終身
特約	先進医療特約	10年（自動更新）
	特定損傷特約	70歳まで
	3大疾病保険料払込免除特約	主契約の保険料払込期間満了まで ※主契約に先進医療特約が付加されている場合、先進医療特約に対応する部分については、先進医療特約の保険料払込期間までとします。
	上記以外の特約	終身

■ 保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路はそれぞれ次のいずれかからお選びいただけます。

保険料払込期間		保険料払込回数	保険料払込経路
・終身 ・有期	※特定損傷特約の保険料払込期間は以下の通り。 ・主契約の保険料払込期間が終身の場合：70歳まで。 ・主契約の保険料払込期間が有期の場合：主契約の保険料払込期間と同一。 ※先進医療特約の保険料払込期間は10年（自動更新）。ただし、更新日の被保険者の年齢が86歳以上である場合、保険料払込期間は終身。 ※3大疾病保険料払込免除特約の保険料払込期間は主契約の保険料払込期間と同一（先進医療特約に対応する部分については、先進医療特約の保険料払込期間と同一）。 ※他特約の保険料払込期間は主契約と同一。	・月払（年12回払込）	・口座振替扱 ・クレジットカード扱

5 解約返戻金

- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍の解約返戻金があります。
- 特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 契約者配当金

- この商品に、契約者配当金はありません。

7 その他の留意事項

- 契約者貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- 主契約および特約の給付日額や給付金額を増額することはできません。
- 次の特則については、ご契約後に新たに適用することはできません。
 - ・3大疾病入院支払日数無制限特則
 - ・8大疾病入院支払日数無制限特則

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みについて、特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および給付の際の制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

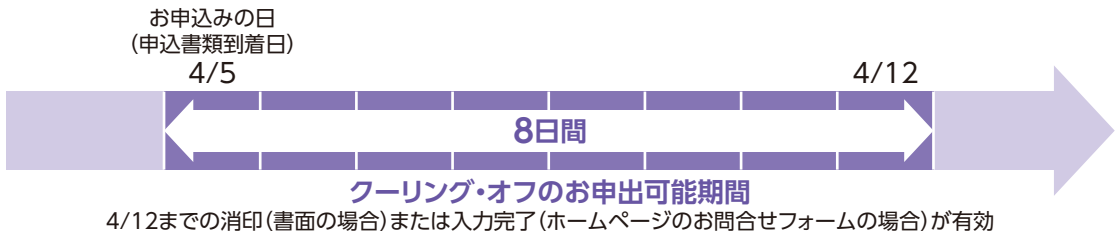
1 クーリング・オフ制度

申込者または契約者は、お申込みの日からその日を含めて8日以内であれば、書面または当社ホームページのお問合わせフォームによりお申込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、その金額を全額お返しします。

※通信販売の場合、お申込みの日とは当社または代理店に申込書類が到着した日となります。契約申込書が先に到着した場合、その後告知書が到着した日がお申込みの日となります。

【クーリング・オフ例】



- 当社は、申込者または契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 書面の場合、クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、イオン・アリアンツ生命保険株式会社あてに送付ください。

【クーリング・オフの記入例】

イオン・アリアンツ生命保険株式会社 御中

私は下記の契約の申込みを撤回します。

・申込日

・申込番号(または証券番号)*1

・保険種類 ●●保険

・契約者 ○○ ○○(フリガナ:○○○ ○○○)*2
(親権者 ○○ ○○)*3

・被保険者 △△ △△

・住所 ○○県○○市○○町○ー○ー○

・電話番号 ○○○ー○○○○ー○○○○*4

*1 申込番号もしくはお手元に保険証券が到着している場合は、証券番号を記入ください。
(保険証券がお手元に到着している場合は、撤回の書面と共に保険証券を同封し、送付ください。)

*2 書面の場合、必ず契約者の自署にてお願いします。

*3 書面で契約者が未成年の場合、親権者・後見人の自署が必要です。

*4 日中連絡のつく電話番号を記入ください。

■ 書面の送付先
〒102-0073
東京都千代田区九段北1丁目13番5号
ヒューリック九段ビル
イオン・アリアンツ生命保険株式会社
契約サービス部 契約課 クーリング・オフ受付担当 行

■ ホームページのお問合わせフォーム
<https://www.aeon-allianz.co.jp/contact/>

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- 当社が指定する医師による診査の後や、ご契約者が法人の場合はお申込みの撤回等はできません。
- 「特約のみの撤回」等お申込みの一部の撤回はできません。
- お申込みの撤回等の書面を発信したときに、保険金や給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は発生しません。ただし、お申込みの撤回等の書面を発信したときに、申込者または契約者が、保険金や給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知ください。

告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 保険契約のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、当社が「告知書」(情報端末や電磁的方法を利用した告知画面を含みます。)でお伺いすることについて、事実をありのままに正確に、もれなくお知らせ(告知)してください。
- 当社の社員・生命保険募集人(生命保険代理店、カスタマーサービスセンター等で対応させていただく者を含みます。)には告知を受ける権限がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりません。告知をされる場合は、当社所定の「告知書」に記入、または当社所定の「告知画面」に入力ください。
- 当社では、契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。傷病歴等・通院事実等を告知した場合、後日追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。告知等の結果をふまえ、以下のいずれかのとおり取扱います。
 - ①無条件でお引受けする。
 - ②今回のお申込みはお断りする。
 - ③特別な条件(特定の身体部位・傷病を不担保とする、特定の高度障害状態を不担保とする等)を付けたうえで、お引受けする。特別な条件を付ける場合には、当社よりその条件を提示しますので、この条件に承諾いただければ、ご契約は成立します。

告知義務違反について

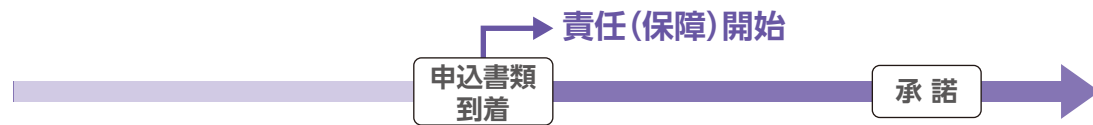
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
 - 当社が保険契約または特約を解除した場合には、次のとおりとなります。
 - ・給付金の支払事由が生じていても、お支払いしません。
 - ・保険料の払込みの免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
 - ・解約返戻金があるときは、その金額を契約者に支払います。
- ただし、「給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いする、または保険料の払込みを免除することがあります。
- 責任開始日から2年経過後でも、解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が責任開始日から2年以内に生じている場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

3 責任開始日について

当社が保険契約のお申込みを承諾した場合、当社または代理店に申込書類が到着した日から保険契約上の責任(保障)を開始します。

- この保障を開始する時を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始日といいます。
※契約申込書が先に到着した場合、その後告知書が到着した日が責任開始日となります。

【通信販売における責任(保障)開始の例】



- 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。契約年齢、保険期間、保険料払込期間は契約日を基準に計算します。

4 現在のご契約の見直し

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

【現在ご契約の保険契約を解約・減額した場合】

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約された保険契約を元に戻すことはできません。また減額されたご契約も元に戻せないことがあります。

【新たな保険契約へお申込みする場合】

- 新たな保険契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されます。保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新たなご契約とは異なることがあります。新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率よりも低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- 新たな保険契約へのお申込みについても告知義務があり、被保険者の健康状態等によりお引受けできない場合があります。新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、傷病歴等を正しく告知されなかった場合、新たな保険契約が解除・取消となることがあります。
- 現在ご加入中のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、責任開始日前の発病等の場合には、給付金等が支払われないことがあります。
- 新たな保険契約によっては、がんに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払い事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合、給付金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

5 保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内に払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した保険契約を元に戻すことはできません。)

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

【猶予期間のイメージ】

保険料の払込みの猶予期間は、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間です。



- この保険には、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについて郵送や電話等によりお知らせする場合があります。そのため、当社に登録いただいた住所・電話番号・通信先等について変更がある場合、必ずご連絡ください。
- 猶予期間満了日が営業日でない場合であっても、消滅日は変更されません。

6 給付金等の請求

給付金等の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 給付金等の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 給付金等の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先(携帯電話番号等)・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがあります。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人(1名)が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

7 給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- 支払事由に該当しない場合
責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院 等
- 免責事由に該当した場合
契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由に該当したとき 等
- 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合
- 詐欺や給付金の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合
- 女性医療特約(乳房切除術、乳房再建術ならびに乳頭再建術および乳輪再建術による女性特定手術給付金)、特定疾病一時給付特約および3大疾病保険料払込免除特約について、責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合 等

8 解約と解約返戻金

主契約・特約ともに保険料払込期間を通じて解約返戻金はありません。

- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍の解約返戻金があります。
- 特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

		主契約	特約
保険料払込期間が終身の場合		解約返戻金はありません	解約返戻金はありません
保険料払込期間が有期の場合	保険料払込期間中	解約返戻金はありません	
	保険料払込期間満了後	入院給付日額の10倍と同額	

9 確認担当者による申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等の確認

当社の確認担当者(当社が委託した確認担当者を含みます。)が、申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等を確認することがあります。

10 生命保険会社が経営破綻した場合 等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により給付金額等が削減されることがあります。

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

お問い合わせ先	生命保険契約者保護機構：TEL:03-3286-2820
	[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時] ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

11 苦情・相談窓口

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、次のお問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先	イオン・アリアンツ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター
	受付時間 月曜～金曜 9:00～21:00 土日・祝日 9:00～17:00 通話無料 0120-503-928

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。